

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に
関する基本方針

福島県

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針

本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下単に「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく方針であり、法第 3 条第 1 項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（令和 3 年 4 月 6 日付け農林水産省告示第 508 号）に即するとともに、森林法第 5 条第 1 項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（阿武隈川森林計画区、奥久慈森林計画区、会津森林計画区、磐城森林計画区）に適合して、次のとおり定めるものとする。

1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書等に基づき、平成 20 年から平成 24 年までの第一約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ）による二酸化炭素の吸収量等を確保するための間伐等の対策を推進してきたところである。

このため、本県においても、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 カ年間及び平成 25 年から令和 2 年度までの 8 カ年間において、民有林における森林整備面積計 119,000ha を目標として、間伐等の実施の促進に取り組んできたところである。

このような中、我が国は、令和 2 年度以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28 年 5 月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、令和 12 年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25 年度総排出量比 26.0 パーセントとしており、このうち、平成 25 年度総排出量比 2.0 パーセント相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。このため、国は、令和 12 年度における 2.0 パーセントの森林吸収量の確保を図るため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間において、全国で年平均 45 万 ha の間伐を実施することを目標としている。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の促進をはじめとして、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

本県の森林資源の状況は、民有人工林のうち間伐を必要とする 5～12 齢級の森林が約 7 割の約 15 万 ha となっている。また、平成 23 年 3 月に発生した原発事故の影響により森林整備が停滞しており、平成 24 年度の森林整備面積は、震災前に対して約半分にまで落ち込み、森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっている。

そのため、本県においても、パリ協定下の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、本県の地域森林計画の計画量に則して、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 カ年間において、県内民有林で延べ 74,890ha（年平均 7,489ha）の間伐を実施することを目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、地域の森林の現状、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 間伐が適正に実施されていない森林であること。
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

① 事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期、実施方法等の計画事項は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められるものであることを確認したうえで計画に登載すること。

② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。また、地域の実情に応じて、多様な主体を幅広く参画されると見込まれるものであること。

③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐等の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。

④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林組合等の林業事業体による計画に対する提案制度を積極的に活用して計画を作成すること。

4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

(1) 特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

県は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよう、国と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。また、県及び市町村は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業体等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

(2) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

市町村が策定する特定間伐等促進計画には、原則として、次の事項を配慮事項として定めるものとする。

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第 11 条第 1 項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業者から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の利用率向上を図るとともに、供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進めるなど、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等の実施により、新規就業の円滑化及び就業の定着化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成、当該林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

5 本県における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本県の人工林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加しつつあり、人工林面積に占める概ね 50 年生以上の割合は、平成 29(2016)年時点では 66 パーセントであったが、令和 9 年には 76 パーセント程度に増加すると見込まれる。このような人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下に加えて、資源としての成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれることから、将来にわたり本県の森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るためには、再造林による伐採跡地の適切な更新が不可欠であるとともに、再造林の際、従来の種苗よりも成長に優れたものを広く利用していくことが極めて重要である。特定母樹の増殖は、特定

苗木による再生林の基盤であり、長期的な森林吸収量の確保を図る上で重要な意義を有するものである。

こうした中、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等において、スギ、ヒノキ及びカラマツ等主要な人工造林樹種について、種穂の採取の用に供する母樹として、第一世代精英樹の中から成長に係る特性の特に優れたものの選抜が行われてきたほか、第一世代精英樹同士の交配により得られた樹木の中から、成長に係る特性の特に優れた第二世代精英樹の選抜が進められてきたところである。

今後、伐採後の再生林を中心とした人工造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るためには、樹木の有する様々な特性を考慮しつつ、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定した特定母樹のうち、本県の気候等の条件に適したものの増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の造成並びに既存の採種園及び採穂園における母樹の特定母樹への切替えを進めることが急務である。

本県における将来の人工造林面積は、阿武隈川地域森林計画（令和2年4月1日～令和12年3月31日）及び奥久慈地域森林計画（令和3年4月1日～令和13年3月31日）及び会津地域森林計画（平成29年4月1日～令和9年3月31日）及び磐城地域森林計画（平成30年4月1日～令和10年3月31日）における造林計画面積を踏まえると、年間約1,654ヘクタールと見込まれる。本県においては、隣接する県も含めた広域における将来の人工造林に必要となる種苗について、広葉樹等特定母樹以外の樹種、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗、多雪地域における雪害抵抗性を有する種苗等地域の事情に応じた種苗を除き、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、県林業研究センター及び民間による取組により、特定母樹の増殖の実施を促進し、増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園を整備し、令和4年度までにスギ432本（72本×6ブロック、種子生産は2ブロック/年）の特定母樹を増殖することを目標とする。

注）必要な特定母樹の本数は、造林用苗木1万本当たりスギミニチュア採種園で種穂を採取する場合は7本を目安とする。

6 本県における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

（1）種穂の生産に関する事項

本県においては、これまでは、県林業研究センターが整備する採種園・採穂園に植栽された母樹から苗木生産用の種穂を採取し、県農林種苗農業協同組合により県内の苗木生産事業者へ配布してきたところである。特定母樹の増殖については、県林業研究センターが整備する採種園・採穂園に加え、民間による取組を促進することとし、令和4年度までに増殖するスギ432本の特定母樹は県林業研究センター及び認定特定増殖事業者において増殖し、採取する種穂は、県農林種苗農業協同組合等関係者と調整を図った上で、県内のみならず隣接する県などの広域的な種苗の流通の状況を勘案して、苗木生産事業者へ広く配布することとする。この場合、認定特定増殖事業者が増殖する特定母樹から採取する種穂の配布先が確保されるよう留意するものとする。

なお、県林業研究センターは、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター本所及び東北育種場（以後、林木育種センターとする）と連携し

つつ、更なる優良種苗の確保に努める。また、認定特定増殖事業者の取組状況によっては、必要な特定母樹の本数を確保するため、県林業研究センターで増殖する特定母樹の本数を見直すものとする。加えて特に、スギ花粉症発生源対策に対応する花粉の生産量の少ない特定を有する種苗とともに、病虫害や雪害等気象害に抵抗性を有する種苗、成長や剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹の苗木等の種穂の生産についても推進する。

(2) 苗木の生産に関する事項

苗木生産事業者の現状

本県には、令和元年度末時点で 17 者の苗木生産事業者が存在し、スギ、ヒノキ等の林業用苗木を約 2,811 千本生産・出荷し、県内の人工林の健全な更新に寄与しているところである。今後、増加が見込まれる伐採後の再造林を適切に行っていくためには、これらの苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

特定母樹の苗木生産目標と苗木生産に関わる団体間の調整

このため、本県において、森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、令和 8 年度までに増殖する特定母樹から採取する種穂から生産されるスギ 213 千本の苗木を供給することを目標とし、これらを広く普及するため、県、市町村、認定特定増殖事業者、県農林種苗農業協同組合、森林組合等種苗関係者間において、本県における将来の種苗の需要等の見通しのみならず、隣接する県などを含む広域的な種苗の需給見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図り、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業団体に対し、特定母樹から採取する種穂により生産された特定苗木の利用促進に努め、特に優良な苗木の生産のために必要な苗畑、温室等の施設整備を進めていくこととする。

スギ花粉症対策に資する苗木の生産目標

また、花粉発生源対策を推進する観点から、本県においては、少花粉スギを含めた花粉症対策に資する苗木の生産については、令和 14 年度までに 950 千本を供給することを目標とする。加えて、病虫害や雪害等気象害に抵抗性を有する種苗、成長や剛性に優れた特性を有する種苗等多様なニーズに応じた優良種苗の生産を推進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈の省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗の生産を令和 14 年度末までに概ね 950 千本とするよう拡大を加速させる。

なお、人工造林にあたっては、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定されることから、こうしたニーズに適切に対応できる種苗の生産に努めるものとする。

県と認定特定増殖事業者との調整

本県においては、県林業研究センターが林木育種事業により採種園・採穂園からスギ等の種穂を生産しており、特定母樹の種子生産も引き続き実施することから、将来における種穂の生産体制の整備については、県主導の下、具体的な事業等は県林業研究センター、認定特定増殖事業者及び農林種苗農業協同組合等関係機関が連携して取組み、効果的な苗木の需給情報の共有を図るものとする。

7 特定増殖事業の実施方法に関する事項

(1) 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、農林水産大臣が定める特定母樹の中から、本県の気候条件等に適した種類を、樹種ごとに採種園造成の場合9種類以上（交配により優良な交配家系が生じることが明らかな場合は、2種類以上）、選定するものとする。なお、本県の気候条件に適した特定母樹の種類は、別途、公表するものとする。

また、特定母樹は、それを所有する者から配布を受け、認定特定増殖事業者や県林業研究センターで増殖するが、その時期には適期があることから、必要な配布本数や配布時期について認定特定増殖事業者等は特定母樹所有者と事前によく調整を行うものとする。

(2) 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。挿し木又は接ぎ木で繁殖する際は、繁殖した個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類ごとの繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

① 挿し木の方法

特定母樹所有者から提供を受けた特定母樹の穂木等からクローン繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを植栽し、数年間育成した後、3月から5月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝等を採用し、挿し木床に挿し付けて、増殖特定母樹用の挿し木苗を育成するものとする。

② 接ぎ木の方法

特定母樹所有者から提供を受けた特定母樹の穂木等からクローン繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを植栽し、数年間育成した後、3月から5月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝から接ぎ穂を採用し、台木に接いだ苗木を増殖特定母樹用の接ぎ木苗を育成するものとする。

(3) 特定母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理

挿し木又は接ぎ木によって繁殖した特定母樹の採種台木を植栽し、採種園として整備する土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する採種台木の育成・管理に適した場所

である必要がある。

また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

採種台木を植栽する土地の面積並びに植栽する種類ごとの本数及び配置は、採種台木の枝張りの確保、種子の採取作業の実施等の観点から、以下の基準を目安とし、採種園ごとに植栽本数、植栽間隔、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添付するものとする。

① スギミニチュア採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良な交配家系が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の特定母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽。
- ・ 採種台木の植栽間隔は1.2~2.5m、3ブロックを基本とし、必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して採種台木の植栽本数を決定(植栽木1本当たりの種子採種量35グラム/年が目安)。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。

(4) 特定母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種穂の配布先は、隣接する県などの広域的な種苗の流通状況を勘案しつつ、苗木生産事業者が広く利用できるよう、県、県農林種苗農業協同組合、森林組合等県内の関係者と協議会を設置すること等により十分調整を図った上で決めることとする。

(5) 特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は、以下の基準を目安とし、特定母樹の繁殖、植栽及び種穂等の配布(配布のためにする苗木の育成を含む。)の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

スギミニチュア採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等9種類各5本、計45本を林木育種センター等から購入、クローン繁殖(接ぎ木・挿し木)したものを苗畑に定植(施肥、深耕)。
2	育成
3	育成後のクローン苗から1本当たり20本の穂木を採取(各種類100本)し、さらにクローン繁殖し、900本のクローン苗を育成(得苗率5割目標)
4	養苗後のクローン苗を採種台木として採種園に植栽(植栽本数432本(72本×6ブロック)し、施肥等を行う
5	育成
6	着花促進(ジベレリン処理)、消毒等の管理
7	採種、種子配布
8	苗畑に播種(苗木生産まで行う場合)

9	育成
10	苗木配布

注1：3ブロック分

注2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理を含む。

8 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

(1) 特定母樹の増殖の実施の促進に向けた援助等

県は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の确实かつ効果的な実施に資するよう、特定母樹を開発し、所有している林木育種センター等と連携を図りつつ、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。また、認定特定増殖事業者に対し、林業・木材産業改善資金の貸付を行うとともに、特定増殖事業の実施を促進するため、苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

貸付相談窓口：福島県農林水産部林業振興課

(2) 認定特定増殖事業者に対する支援

県は、認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、林木育種センター等の特定母樹所有者に、特定増殖事業に必要な特定母樹の配布要請を行うものとする。また、特定母樹の増殖の促進を図るため、認定特定増殖事業者に対し、県の所有する特定母樹の種穂を提供するとともに、当該特定母樹に関する情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の必要な支援を行うものとする。

9 その他（様式例）

参考として、特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等について、別記様式のとおり様式例を示す。

(別記様式1)

特定増殖事業計画

氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名
令和 ○年 ○月 ○日

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた本県の基本方針においては、特定母樹の採取源の整備を行うことが目標に掲げられており、県下の増殖特定母樹により構成されたミニチュア採種園における整備の規模は、スギの特定母樹の本数432本となっている。

このため、本特定増殖事業において、特定母樹合計○○本のスギ採種園及び特定母樹合計○○本のスギ採種園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法	樹種	スギ								
	種類数	○ 種類 (例: 種類)								
	種類名	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号
繁殖に使用する種穂又は苗木別の本数	穂木					○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	苗木	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
入手先		○○ (例: (研) 森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター)								
繁殖の方法別の増殖予定数量	挿し木	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	接ぎ木	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他(組織培養等)							(例:組織培養)○○本	(例:組織培養)○○本	
繁殖するための施設等	挿し木	○○ (例:温室)	○○ (例:露地)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	接ぎ木	○○ (例:苗畑)	○○ (例:苗畑)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○

	その他（組 織培養等）						培養室（組 織培養）	培養室（組 織培養）	
(2) 母樹を植栽する土地の所在地	採種園	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番							
	採穂園							—	
(3) 母樹を植栽する土地の面積	採種園							ha	
	採穂園							—	
	合計							ha	
(4) 植栽する母樹の本数	採種園							本	
	採穂園							—	
	合計							本	

※ 特定母樹の樹種ごとに作成する。

(1)については、増殖する特定母樹の種類ごとに、母樹を増殖する方法を記載する。

(2)については、母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

(5) 植栽する母樹の配置に関する計画

※ 採種園又は採穂園の別、植栽間隔、植栽本数、面積等の具体的内容を記載するとともに、設計図を添付する。

【スギミニチュア採種園】（記載例）

- ・ 9種類の特定期母樹の単木混交配置によるスギミニチュア採種園を造成。
- ・ 母樹の植栽間隔は、1.5mとし、1ブロック当たり144本の3ブロックを順次造成。
- ・ 母樹の植栽本数計 432本（72本×6ブロック）
- ・ 面積計 1,420.0 m²
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

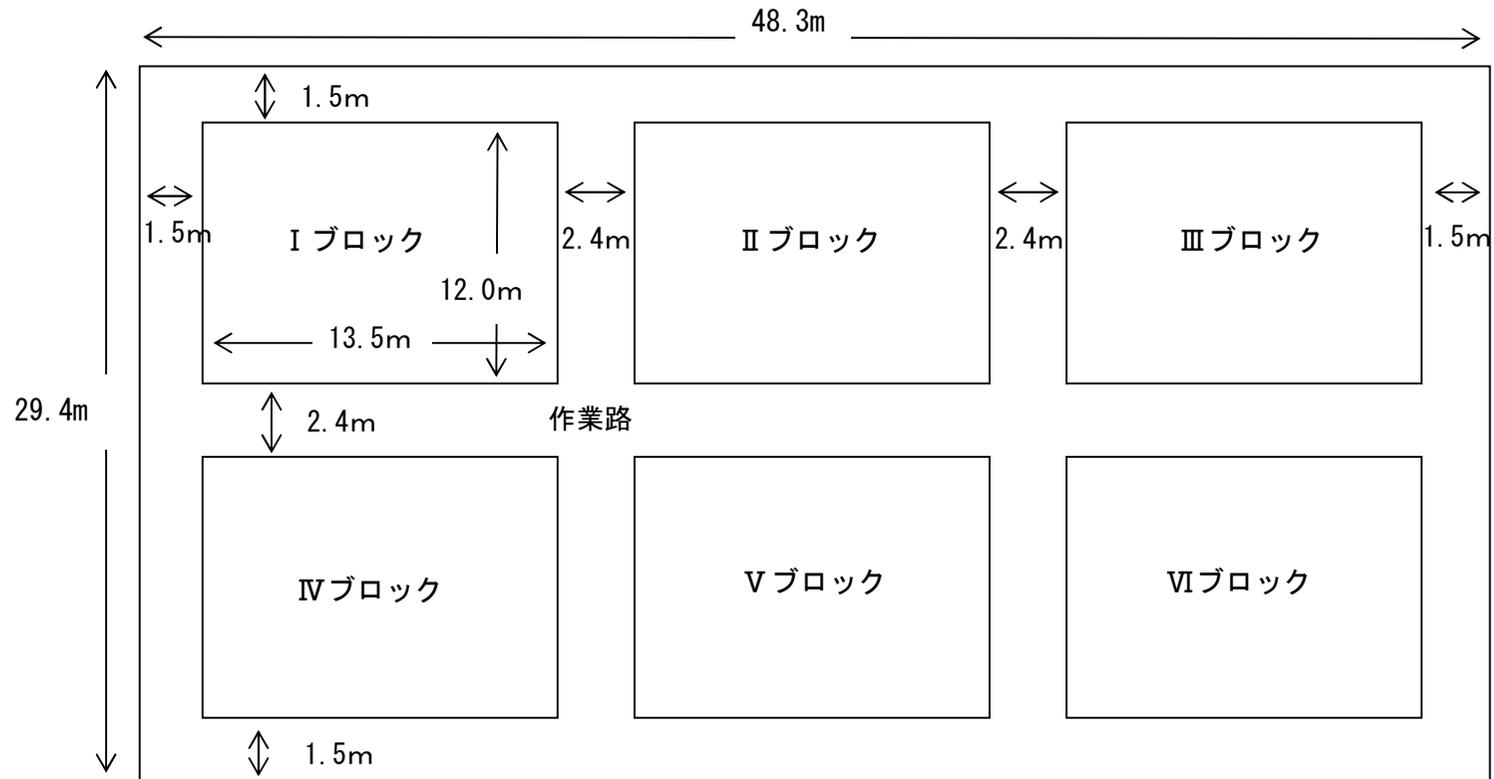
○ 1ブロック当たりで植栽する母樹

特定母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	7
特定〇〇〇号	②	7
特定〇〇〇号	③	7
特定〇〇〇号	④	8
特定〇〇〇号	⑤	8
特定〇〇〇号	⑥	8
特定〇〇〇号	⑦	9
特定〇〇〇号	⑧	9
特定〇〇〇号	⑨	9

○ ブロックの配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列	8列	9列
1行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
2行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
3行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
4行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
5行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
6行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
7行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
8行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨

○ スギミニチュア採種園全体の設計図



(6) 植栽する母樹の管理に関する計画

※ 植栽する母樹の管理に関する具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度ごとの予定を記載する。

(スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

○ 管理の具体的な計画

① 植栽

- ・周囲 500m のスギが植栽されていない場所に、母樹を植栽することとする。更に、採種園の周囲を囲むように、ヒノキを植栽することとする。
- ・系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木毎に樹幹に付けることにより行う。

② 育成

- ・植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。

③ 樹形誘導

- ・除草や整枝剪定等の管理、種子採取等の作業を考慮して、断幹高の目安を 100cm とし、立上りの枝を含めた採種時の樹高の目安を 120cm とする。

④ 着花促進

- ・着花促進処理として、ジベレリン溶液の散布を実施する。

⑤ 種子の採取

- ・種子の採取は、林業種苗法第 2 3 条の規定により指定された時期に種子が十分に硬熟した段階で実施する。なお、採種は種子が着果している枝を採取することとするが、この際、採種木への影響を極力少なくすることとし、枝の取過ぎに注意することとする。

⑥ 整枝剪定

- ・萌芽枝の発生を促進するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。

⑦ 採種のサイクル

- ・採種は、ブロック毎に、3 年に 1 度とする。

○ 植栽からの年度毎の予定スケジュール

	年次	1	2	3	4	5	6	7
	年度							
Iブロック	作業種	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進	採種
	採種	-	-	-	1回目	-	-	2回目
IIブロック	作業種	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進
	採種	-	-	-	-	1回目	-	-
IIIブロック	作業種	-	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定
	採種	-	-	-	-	-	1回目	-
IVブロック	作業種	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進	採種
	採種	-	-	-	1回目	-	-	2回目
Vブロック	作業種	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進
	採種	-	-	-	-	1回目	-	-
VIブロック	作業種	-	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定
	採種	-	-	-	-	-	1回目	-

3 特定母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

※ 伐採する森林の所在場所は、林小班まで、伐採する森林ごとに記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

伐採する森林の所在場所	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番 〇〇林班 〇〇小班
森林所有者等の氏名（法人にあつては名称及び代表者）・住所	
伐採面積	ha
伐採樹種	
伐採齢	
伐採の期間	

4 増殖特定母樹から採取する種穂及び育成する特定苗木の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	種子の精選の有無	配布予定先 (事業者名)	配布予定数量
種子				
穂木		-		
苗木		-		

※ 配布予定先の事業者が未定な場合は、配布予定の都道府県名を記載する。

※ 苗木を育成する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	〇〇市町村(郡) 〇〇字(大字) 〇〇地番
苗畑面積等	

5 特定増殖事業の実施時期

※ 特定増殖事業の全体の実施期間を記載する。

年 月 日～ 年 月 日

※ 特定増殖事業開始からの作業工程ごとの予定スケジュールを記載する。

(スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

年次 年度	1	2	3	4	5	6	7	8
特定母樹の増殖	→							
植栽予定地の 造成			→	→				
母樹の植栽				→	→			
母樹の育成				→	→	→	→	
種子の採取						→	→	

種子の配布							→
-------	--	--	--	--	--	--	---

6 特定増殖事業を実施するのに必要な資金額及びその調達方法

※ 特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類ごとに記載する。

施設・作業 種等の種類	予定 年度	資金調達先別金額（千円）				合計
		自己資金	林業・木材 産業改善資金	その他借入 金	その他 (補助金等)	

(別記様式2)

特定増殖事業計画認定申請書

令和〇年〇月〇日

都道府県知事 殿

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。

(別記様式3)

特定増殖事業計画変更認定申請書

令和〇年〇月〇日

都道府県知事 殿

(申請者)

住所 法人にあつては名称
氏名 及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。